

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律 の施行期日を定める政令（概要）

令和5年通常国会において成立した「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律」（令和5年法律第18号）が本年4月28日に公布されたところ、同法の施行期日を下記のとおり定めるととする。

- ①公布日から3月以内施行の規定：令和5年7月1日
 - ・「道路運送高度化事業」の拡充（交通DX・GXの推進）【地域交通法】

- ②公布日から6月以内施行の規定：令和5年10月1日
 - ・地域の関係者の連携と協働の促進の位置付け【地域交通法】
 - ・ローカル鉄道の再構築に関する仕組みの創設・拡充【地域交通法】
 - ・「地域公共交通利便増進事業」の拡充（エリア一括協定運行事業）【地域交通法】
 - ・鉄道及びタクシーにおける協議運賃制度の創設【鉄道事業法・道路運送法】

<スケジュール>

閣	議	： 令和5年	6月20日	（火）
公	布	： 令和5年	6月23日	（金）
施行（3月以内）	：	令和5年	7月 1日	（土）
施行（6月以内）	：	令和5年	10月 1日	（日）